

スタンダード薬学シリーズ 第11巻 病院・薬局実務実習

II. 病院・薬局それぞれに固有な薬剤師業務（第1版 第1刷）

学校保健法の改正に伴う補遺（2009年10月）

学校保健法が改正され、法律の題名も“学校保健安全法”に改称されました（2009年4月1日施行）。改正法では、

- ① 学校保健安全計画が学校保健計画と学校安全計画に分けて立案されることになった（学校保健安全法5条、27条）。
- ② 児童生徒等の心身の健康問題に学校が組織的に対応する観点から、学校薬剤師の職務に健康相談および保健指導に従事することが追加された（学校保健安全法8条、9条；学校保健安全法施行規則24条）。
- ③ 全国的な学校の環境衛生水準を確保するために、国が学校環境衛生基準を策定することとなった（学校保健安全法6条1項）。

これに伴い、SBO189中の“学校保健法”を“学校保健安全法”に、また“学校保健安全計画”を“学校保健計画”とします。また、本文の記述を下記のように変更します。

訂正箇所	変更後
p.289 上より4,5行目を右のように差換えます（下線部変更）。	① <u>学校保健計画</u> の評価・立案に参加すること（学校保健安全法5条）。 ② <u>学校保健安全法施行規則1条</u> の環境衛生検査に従事すること。
p.289 上より19行目のあとに右の2行を追加します。	⑨ 健康相談に従事すること（学校保健安全法8条） ⑩ 保健指導に従事すること（学校保健安全法9条）
p.289 下より2行目～p.290 上より2行目を右の文章に差換えます。（下線部変更）	<u>学校保健計画</u> とは、 <u>学校保健安全法5条</u> “学校においては、 <u>児童生徒等及び職員</u> の心身の健康の保持増進を図るため、 <u>児童生徒等及び職員</u> の健康診断、環境衛生検査、 <u>児童生徒等に対する指導</u> その他保健に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。”に基づいて作成される学校の <u>保健</u> に関する計画である。そしてこれらには、年間計画、・・・

p.289 表189・1をつぎの表に差換えます。

表189・1 学校環境衛生基準と学校環境衛生検査および日常点検の項目

学校環境衛生基準（文部科学大臣告示、学校保健安全法6条）	学校環境衛生検査および日常点検
第1 教室等の環境にかかる学校環境衛生基準 1) 照度および照明環境（年2回） 2) 騒音環境および騒音レベル（年2回） 3) 教室等の空気：① 温熱および空気清浄度（年2回）、 ② ホルムアルデヒドなど揮発性有機化合物（年1回）、 ③ ダニまたはダニアレルゲン（年1回）	定期環境衛生検査 （学校保健安全法施行規則1条1項） 1) 飲料水および水泳プールの水の水質ならびに排水 2) 水道、水泳プール、学校給食用の施設および設備の衛生状態と浄化消毒などのための設備の機能 3) 採光・照明 4) 空気、暖房、換気方法、騒音 5) その他 校長が必要と認めるもの
第2 飲料水等の水質および施設にかかる学校環境衛生基準 1) 飲料水の管理（水道水 年1回、井戸水などは別途基準による） 2) 雨水等利用施設における水の管理（年2回）	
第3 学校の清潔、教室等の備品およびネズミ、衛生害虫等にかかる学校環境衛生基準 1) 排水の管理（年1回）、2) 学校の清潔（年3回）、3) 机、いすの整備（年1回）、4) 黒板の管理（年1回）、5) ネズミ、衛生害虫など（年2回）、6) 水飲み・洗口・手洗い場・足洗い場の管理、7) 便所の管理、8) ごみの処理	
第4 水泳プールの水質および施設にかかる学校環境衛生基準 施設（年1回、プール使用期間中）、水質（使用日数の積算が30日に1回）、総トリハロメタン（使用期間中1回） （屋内プールは別途に照度・二酸化炭素・塩素ガス測定）	
第5 日常における環境衛生にかかる学校環境衛生基準	
第6 雑則（臨時環境衛生検査）	
	日常点検 （学校保健安全法施行規則2条） 教室などの清潔の保持、換気、採光、照明および保温、飲料水、学校給食用の食品および器具、ごみ処理場、便所などの衛生管理
	臨時環境衛生検査 （学校保健安全法施行規則1条2項） 必要があるときは、臨時に、必要な事項について行う。
	その他の基準 ・学校給食衛生管理基準 [†] ・保健室・理科室の薬品管理

[†] 学校給食は従来、学校環境衛生基準内にあったが、新たに別に基準として設けられた。